

令和5年度 障害者雇用促進企業登録申請についてのお知らせ

四日市市では、現在の厳しい障害者雇用情勢を踏まえ、障害者の雇用の促進と安定を目的に、障害者を雇用している市内の中小企業を対象とした、本市の物品等調達への優遇制度を平成15年度から実施しています。

令和5年度障害者雇用促進企業の登録を希望される方（現在登録されている場合も含む。）は、次により申請してください。

1 障害者雇用促進企業の条件

次の要件をすべて満たしている企業が対象となります。

- (1) 市の「入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」に登録されていること
- (2) 市内に本店又は支店等を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。）であること
- (3) 市内の本店又は支店等における障害者雇用率が 2.3%以上 であること

2 対象物品等

本市が調達する物品、印刷物及び業務委託（建設工事関係は除く）

3 調達方法

指名競争入札及び随意契約により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業を優先して指名します。

4 申請方法及び登録日等

- (1) 受付期日 令和5年3月31日（金）まで
及び時間 土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
※以降も随時受け付けますのでお問い合わせください。
- (2) 申請書類 ①障害者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）
②障害者雇用状況計算書（第2号様式）
申請書類は調達契約課でもお渡ししますが、四日市市役所ホームページ <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/> からダウンロードできます。
- (3) 申請方法 持参又は郵送
- (4) 登録日 令和5年4月1日
- (5) 有効期間 登録日から令和6年3月31日まで

5 提出及び問い合わせ先

四日市市 総務部 調達契約課 調達係
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
TEL 059-354-8124

6 その他

この登録は、物品等を調達する際に、企業を指名する場合の参考とするものです。登録企業が必ず指名されるわけではありませんので、あらかじめご了承願います。

また、登録された企業については、登録有効期間内において障害者雇用促進企業として公表する予定ですので、あわせてご承知おきください。